

特惠受益国及び地域一覧表（令和 9 年 4 月以降）
(126 カ国・地域（L D C 43 カ国））

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	<u>アゼルバイジャン</u>	5 1	シリア	1 0 1	ボツワナ
2	<u>アフガニスタン</u>	5 2	ジンバブエ	1 0 2	ボリビア
3	<u>アルジェリア</u>	5 3	<u>スーダン</u>	1 0 3	ホンジュラス
4	<u>アルゼンチン</u>	5 4	スリナム	1 0 4	マーシャル
5	<u>アルバニア</u>	5 5	スリランカ	1 0 5	<u>マダガスカル</u>
6	<u>アルメニア</u>	5 6	赤道ギニア	1 0 6	<u>マラウイ</u>
7	<u>アンゴラ</u>	5 7	<u>セネガル</u>	1 0 7	<u>マリ</u>
8	<u>イエメン</u>	5 8	セルビア	1 0 8	ミクロネシア
9	イラク	5 9	セントビンセント	1 0 9	南アフリカ共和国 *
1 0	イラン	6 0	セントヘレ及びその附属諸島地域	1 1 0	<u>ミャンマー</u>
1 1	インド	6 1	セントルシア	1 1 1	モーリシャス
1 2	<u>ウガンダ</u>	6 2	<u>ソマリア</u>	1 1 2	<u>モーリタニア</u>
1 3	<u>ウクライナ</u>	6 3	<u>ソロモン</u>	1 1 3	<u>モザンビーク</u>
1 4	<u>ウズベキスタン</u>	6 4	タジキスタン	1 1 4	モルディブ
1 5	エクアドル	6 5	<u>タンザニア</u>	1 1 5	モルドバ
1 6	エジプト	6 6	<u>チャド</u>	1 1 6	モロッコ
1 7	エスワティニ	6 7	<u>中央アフリカ</u>	1 1 7	モンゴル
1 8	<u>エチオピア</u>	6 8	チュニジア	1 1 8	モンテネグロ
1 9	<u>エリトリア</u>	6 9	<u>ツバル</u>	1 1 9	ヨルダン
2 0	エルサルバドル	7 0	<u>トーゴ</u>	1 2 0	ヨルダン川西岸及びガザ地域
2 1	ガーナ	7 1	トケラウ諸島地域	1 2 1	<u>ラオス</u>
2 2	カーボベルデ	7 2	ドミニカ	1 2 2	リビア
2 3	カザフスタン	7 3	ドミニカ共和国	1 2 3	<u>リベリア</u>
2 4	ガボン	7 4	トルクメニスタン	1 2 4	<u>ルワンダ</u>
2 5	カメルーン	7 5	トンガ	1 2 5	<u>レソト</u>
2 6	<u>ガンビア</u>	7 6	ナイジェリア	1 2 6	レバノン
2 7	<u>カンボジア</u>	7 7	ナミビア		
2 8	北マケドニア	7 8	ニウエ		
2 9	<u>ギニア</u>	7 9	ニカラグア		
3 0	<u>ギニアビサウ</u>	8 0	<u>ニジェール</u>		
3 1	キューバ	8 1	<u>ネパール</u>		
3 2	<u>キリバス</u>	8 2	<u>ハイチ</u>		
3 3	キルギス	8 3	パキスタン		
3 4	グアテマラ	8 4	バヌアツ		
3 5	グレナダ	8 5	パプアニューギニア		
3 6	ケニア	8 6	パラグアイ		
3 7	コートジボワール	8 7	<u>バングラデシュ</u>		
3 8	コスタリカ	8 8	<u>東ティモール</u>		
3 9	コソボ	8 9	フィジー		
4 0	<u>コモロ</u>	9 0	フィリピン *		
4 1	コロンビア	9 1	ブータン		
4 2	コンゴ共和国	9 2	<u>ブルキナファソ</u>		
4 3	<u>コンゴ民主共和国</u>	9 3	<u>ブルンジ</u>		
4 4	サモア	9 4	ベトナム		
4 5	サントメ・プリンシペ	9 5	<u>ベナン</u>		
4 6	<u>ザンビア</u>	9 6	ベネズエラ		
4 7	<u>シエラレオネ</u>	9 7	ベラルーシ		
4 8	<u>ジブチ</u>	9 8	ベリーズ		
4 9	ジャマイカ	9 9	ペルー		
5 0	ジョージア	1 0 0	ボスニア・ヘルツェゴビナ		

※アンダーラインは、「特別特惠（L D C 特惠）受益国」であることを示す。

※*印は、その国・地域の原産品に対し、関税暫定措置法施行令第 25 条第 4 項に基づく特惠税率の一部適用除外があることを示す。

※令和 9 年 4 月以降の変更点として、「インドネシア」、「ガイアナ」及び「米領サモア地域」が特惠適用除外措置（全面卒業）の適用基準に該当し、「サントメ・プリンシペ」が特別特惠受益国から卒業する。